

2024年8月29日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長兼経理部長 内藤 寛史
(TEL 03-3451-8144)

(開示事項の経過)

仮執行宣言付判決に基づく債権の回収状況等に関するお知らせ

当社は、2023年12月6日付け「(開示事項の経過) 訴訟の判決 (第一審) に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社の主要株主であったアジアインベストメントファンド株式会社(以下「アジアインベストメントファンド」といいます。)に対して提起した当社株式の短期売買取引による利益の提供を求める訴え(以下「本訴」といいます。)について、東京地方裁判所は、当社の主張を全面的に認め、仮執行宣言付きで、アジアインベストメントが当社に対して19億4342万3161円及びこれに対する令和4年5月25日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払うべき旨判決しました(以下判決で認められた当社のアジアインベストメントファンドに対する債権を「本債権」といいます。)

同判決について、アジアインベストメントファンドは東京高等裁判所に対し控訴を提起しましたが、2024年7月31日付け「(開示事項の経過) 訴訟の判決 (控訴審) に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同控訴は棄却され、控訴審においても当社の主張が全面的に認められておりますところ、諸般の事情を踏まえ、現時点における本債権の回収状況について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本債権の回収状況

本開示時点における本債権の回収状況は、下記のとおりです。

- ・ アジアインベストメントファンドからの取立金等の総額：4億1771万1929円
※ 当社株式の譲渡(下記2. 参照)による回収金を含みます。
- ・ 残元金：16億2468万112円(執行費用及び遅延損害金に充当後の残金を元金に充当したため)

2. アジアインベストメントファンドが保有していた当社株式について

当社は、本債権の回収手続の一環として、アジアインベストメントファンドが保有していた当社株式 64 万 9246 株（以下「本件株式」といいます。）を、裁判所の振替社債等譲渡命令（民事執行法規則 150 条の 7 第 1 項 1 号）に基づき取得いたしました（以下「本件株式取得」といいます。譲渡価額は、当該譲渡命令に近接する当社株式の株価を基に計算された 3 億 60 万 898 円ですが、本件株式取得は、本債権に対する弁済として行われたものであり、当社からアジアインベストメントファンドに対する対価の支払いはございません。）。本件株式取得により、2024 年 3 月 31 日現在にアジアインベストメントファンドが保有していた当社株式はゼロとなりました。

なお、本件株式取得は、振替社債等に対する強制執行における換価手続の一環として、民事執行法規則 150 条の 7 第 1 項 1 号の振替社債等譲渡命令に基づいて行われたものであり、会社法 155 条 13 号及び会社法施行規則 27 条 8 号に基づく取得に該当します。また、2022 年 2 月 25 日付け「株式の売出し、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本件株式取得時点において、アジアインベストメントファンドは既に当社の主要株主ではございません。

3. 今後の見通し

本訴については、2024 年 8 月 28 日付け「当社に対する上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、2024 年 8 月 14 日付けでアジアインベストメントファンドより上告及び上告受理申立てがなされていますが、引き続き適切に対応してまいります。また、本債権の回収についても、アジアインベストメントファンドからの更なる回収を図るため、引き続き適切に対応してまいります。

以 上